

邑楽町告示第108号

令和2年第2回邑楽町議会定例会を次のとおり招集する。

令和2年6月3日

邑楽町長 金子正一

1. 期 日 令和2年6月8日

2. 場 所 邑楽町役場 議 場

○応招・不応招議員

○応招議員（14名）

1番	島田時男	議員	2番	佐藤富代	議員
3番	小久保隆光	議員	4番	黒田重利	議員
5番	大賀孝訓	議員	6番	瀬山登	議員
7番	松島茂喜	議員	8番	塩井早苗	議員
9番	原義裕	議員	10番	松村潤	議員
11番	神谷長平	議員	12番	小沢泰治	議員
13番	大野貞夫	議員	14番	小島幸典	議員

○不応招議員（なし）

令和2年第2回邑楽町議会定例会議事日程第1号

令和2年6月8日（月曜日） 午前10時開会  
邑楽町議会議場

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 同意第 3号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 4 同意第 4号 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて
- 第 5 同意第 5号 農業委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 6 同意第 6号 農業委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 7 同意第 7号 農業委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 8 同意第 8号 農業委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 9 同意第 9号 農業委員の任命につき同意を求めることについて
- 第10 同意第10号 農業委員の任命につき同意を求めることについて
- 第11 同意第11号 農業委員の任命につき同意を求めることについて
- 第12 同意第12号 農業委員の任命につき同意を求めることについて
- 第13 同意第13号 農業委員の任命につき同意を求めることについて
- 第14 同意第14号 農業委員の任命につき同意を求めることについて
- 第15 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて  
(邑楽町税条例等の一部を改正する条例)
- 第16 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて  
(邑楽町都市計画税条例の一部を改正する条例)
- 第17 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて  
(邑楽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 第18 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて  
(邑楽町中小企業振興資金融資促進条例の一部を改正する条例)
- 第19 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて  
(令和2年度邑楽町一般会計補正予算)
- 第20 議案第24号 邑楽町長、副町長及び教育長の給与の特例に関する条例
- 第21 議案第25号 邑楽町税条例の一部を改正する条例
- 第22 議案第26号 邑楽町都市計画税条例の一部を改正する条例
- 第23 議案第27号 邑楽町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
- 第24 議案第28号 邑楽町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の

一部を改正する条例

- 第 2 5 議案第 2 9 号 邑楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第 2 6 議案第 3 0 号 邑楽町介護保険条例の一部を改正する条例
- 第 2 7 議案第 3 1 号 工事請負契約の締結について  
(邑楽町立中野東小学校外壁等改修工事)
- 第 2 8 議案第 3 2 号 工事請負契約の締結について  
(邑楽町立中野東小学校トイレ等改修工事)
- 第 2 9 議案第 3 3 号 令和 2 年度邑楽町一般会計補正予算
- 第 3 0 議案第 3 4 号 令和 2 年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算
- 第 3 1 議案第 3 5 号 令和 2 年度邑楽町介護保険特別会計補正予算

○出席議員（14名）

1番	島田時男	議員	2番	佐藤富代	議員
3番	小久保隆光	議員	4番	黒田重利	議員
5番	大賀孝訓	議員	6番	瀬山登	議員
7番	松島茂喜	議員	8番	塩井早苗	議員
9番	原義裕	議員	10番	松村潤	議員
11番	神谷長平	議員	12番	小沢泰治	議員
13番	大野貞夫	議員	14番	小島幸典	議員

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

金子正一	町長
半田康幸	副町長
藤江利久	教育長
関口春彦	総務課長
橋本光規	企画課長
横山淳一	税務課長
松崎嘉雄	住民課長
山口哲也	安全安心課長
橋本恵子	健康福祉課長
久保田裕	子ども支援課長
吉田亨史	農業振興課長 兼農業委員会 事務局長
小林隆	商工振興課長
齊藤順一	都市建設課長
築比地昭	会計管理者 兼会計課長
中繁正浩	学校教育課長
田中敏明	生涯学習課長

---

○職務のため議場に参加した者の職氏名

石	原	光	浩	事	務	局	長
内	田	知	栄	書			記

---

◎開会及び開議の宣告

○神谷長平議長 ただいまから令和2年第2回邑楽町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

[午前10時02分 開議]

---

◎諸般の報告

○神谷長平議長 日程に入る前に、諸般の報告をします。

監査委員から監査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、今期定例会に説明員として出席通知がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、町長からお手元に配付のとおり、令和元年度分の繰越明許費繰越計算書について提出がありました。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○神谷長平議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第124条の規定により、議長において大野貞夫議員、小島幸典議員を指名します。

---

◎日程第2 会期の決定

○神谷長平議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12日までの5日間としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○神谷長平議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12日までの5日間と決定しました。

暫時休憩します。

[午前10時03分 休憩]

---

○神谷長平議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

[午前10時55分 再開]

---

◎日程第3 同意第3号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

○神谷長平議長 日程第3、同意第3号 監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 同意第3号 監査委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第196条の規定により、識見を有する者のうちから選任する監査委員に邑楽町大字赤堀在住の矢島正広氏を選任いたしたいので、議会の同意をいただきたく、ご提案申し上げる次第であります。

氏は、群馬県庁に長く勤務され、会計業務に詳しく、豊富な知識を持ち、監査委員として適任者と存じますので、よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○神谷長平議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより同意第3号 監査委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○神谷長平議長 起立全員。

よって、同意第3号は原案のとおり同意することに決定しました。

---

〔横山淳一税務課長退場〕

◎日程第4 同意第4号 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

○神谷長平議長 日程第4、同意第4号 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。



町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 同意第4号 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

固定資産評価員については、固定資産を適正に評価し、長が行う価格の決定を補助する者として、税務課長、横山淳一を適任であると認め、選任いたしたいので、議会の同意をいただきたく、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○神谷長平議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより同意第4号 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○神谷長平議長 起立全員。

よって、同意第4号は原案のとおり同意することに決定しました。

〔横山淳一税務課長入場〕

---

◎日程第 5 同意第 5号 農業委員の任命につき同意を求めることについて

）

日程第14 同意第14号 農業委員の任命につき同意を求めることについて

○神谷長平議長 日程第5、同意第5号 農業委員の任命につき同意を求めることについてから日程第14、同意第14号 農業委員の任命につき同意を求めることについてまでの10案を、関連がありますので、一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 ただいま一括上程されました同意第5号から同意第14号の農業委員の任命につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、邑楽町大字狸塚在住の横山正行氏、邑楽町大字狸塚在住の松島章倫氏、邑楽町大字光善寺在住の松崎マサエ氏、邑楽町大字秋妻在住の高田洋子氏、邑楽町大字中野在住の島田信成氏、邑楽町大字赤堀在住の中村政五郎氏、邑楽町大字石打在住の金子節夫氏、邑楽町大字藤川在住の天谷豊氏、邑楽町大字狸塚在住の小林修氏、邑楽町大字新中野在住の大川則彦氏の10名を農業委員として任命いたしたいので、議会の同意をいただきたく、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○神谷長平議長 これより10案について一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより同意第5号について討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより同意第5号 農業委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○神谷長平議長 起立全員。

よって、同意第5号は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第6号について討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより同意第6号 農業委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○神谷長平議長 起立全員。

よって、同意第6号は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第7号について討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより同意第7号 農業委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○神谷長平議長 起立全員。

よって、同意第7号は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第8号について討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより同意第8号 農業委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○神谷長平議長 起立全員。

よって、同意第8号は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第9号について討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより同意第9号 農業委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○神谷長平議長 起立全員。

よって、同意第9号は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第10号について討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより同意第10号 農業委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○神谷長平議長 起立全員。

よって、同意第10号は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第11号について討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより同意第11号 農業委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○神谷長平議長 起立全員。

よって、同意第11号は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第12号について討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより同意第12号 農業委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○神谷長平議長 起立全員。

よって、同意第12号は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第13号について討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより同意第13号 農業委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○神谷長平議長 起立全員。

よって、同意第13号は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第14号について討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより同意第14号 農業委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○神谷長平議長 起立全員。

よって、同意第14号は原案のとおり同意することに決定しました。

---

◎日程第15 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（邑楽町税条例等の一部を改正する条例）

○神谷長平議長 日程第15、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（邑楽町税条例等の一部を改正する条例）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律等が令和2年3月31日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、邑楽町税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、3月31日付で専決処分を行った次第であります。

改正の主な内容は、町民税関係では、優良住宅地造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、その適用期限を延長するものであり、固定資産税関係では、相続登記されるまでの間において、現に所有している者の申告の制度化及び使用者を所有者とみなす制度の拡大等の規定を整備するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○神谷長平議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（邑楽町税条例等の一部を改正する条例）を採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○神谷長平議長 起立全員。

よって、承認第1号は原案のとおり承認することに決定しました。

---

◎日程第16 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（邑楽町都市  
計画税条例の一部を改正する条例）

○神谷長平議長 日程第16、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（邑楽町都市計画税  
条例の一部を改正する条例）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げま  
す。

地方税法等の一部を改正する法律等が令和2年3月31日に公布され、4月1日から施行されるこ  
とに伴い、邑楽町都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規  
定に基づき、3月31日付で専決処分を行った次第であります。

今回の改正は、地方税法の改正に伴い、条例で引用している該当条項の条文整備であります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○神谷長平議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（邑楽町都市計画税条例の一部を改  
正する条例）を採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○神谷長平議長 起立全員。

よって、承認第2号は原案のとおり承認することに決定しました。

---

◎日程第17 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（邑楽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

○神谷長平議長 日程第17、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（邑楽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

地方税法施行令の一部を改正する政令が令和2年3月31日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、邑楽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、3月31日付で専決処分を行った次第であります。

今回の改正は、基礎課税限度額を2万円、介護納付金課税額を1万円引き上げるとともに、軽減判定所得基準の見直しにより軽減対象を拡大するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○神谷長平議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（邑楽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○神谷長平議長 起立全員。

よって、承認第3号は原案のとおり承認することに決定しました。

---

◎日程第18 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（邑楽町中小企業振興資金融資促進条例の一部を改正する条例）

○神谷長平議長 日程第18、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（邑楽町中小企業振

興資金融資促進条例の一部を改正する条例)を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴い、中小企業及び個人事業主の資金繰り支援を早急に取り組むため、邑楽町中小企業振興資金融資促進条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、5月12日付で専決処分を行った次第であります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○神谷長平議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより承認第4号 専決処分の承認を求めることについて(邑楽町中小企業振興資金融資促進条例の一部を改正する条例)を採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○神谷長平議長 起立全員。

よって、承認第4号は原案のとおり承認することに決定しました。

---

◎日程第19 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて(令和2年度  
邑楽町一般会計補正予算)

○神谷長平議長 日程第19、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて(令和2年度邑楽町一般会計補正予算)を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。



す。

令和2年度邑楽町一般会計補正予算（第1号）につきましては、4月20日に閣議決定された新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に係る特別定額給付金及び子育て世帯への臨時特別給付金を実施するための経費が必要となりましたので、地方自治法第179条第1項の規定により、4月27日付で専決処分を行った次第であります。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ26億8,920万4,000円を追加し、予算の総額を112億7,820万4,000円とするものであります。

歳入については、国庫支出金26億8,920万4,000円の増額であり、歳出については、総務費26億5,407万円及び民生費3,513万4,000円を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○神谷長平議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度邑楽町一般会計補正予算）を採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○神谷長平議長 起立全員。

よって、承認第5号は原案のとおり承認することに決定しました。

---

◎日程第20 議案第24号 邑楽町長、副町長及び教育長の給与の特例に関する条例

○神谷長平議長 日程第20、議案第24号 邑楽町長、副町長及び教育長の給与の特例に関する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第24号 邑楽町長、副町長及び教育長の給与の特例に関する条例について提案

理由の説明を申し上げます。

新型コロナウイルスへの対応の中で、町民の皆様のご不便とご苦勞に心を寄せ、少しでも痛みを分かち合うため、町長、副町長及び教育長の給料を、令和2年7月1日から令和2年12月31日までの6か月間にわたり10%減額するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○神谷長平議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

松島茂喜議員。

○7番 松島茂喜議員 1点だけ町長に確認をさせていただきたいと思います。

三役の報酬を10%、6か月間、同率で、一律削減するという事なのでしょうけれども、年間の総支給額、これは私が計算した数字になりますが、年間の給与所得、それから期末手当並びに退職金の1年分、これを加算したものに対して、今回の減額分がどれぐらいのパーセンテージに、割合に当たるのかということをお算出させていただきました結果、町長の減額分は、今申し上げた年間総所得のうち約2.66%、それから副町長にしましては約2.94%、それから教育長にしましては約2.99%ということで、結果的には町長の部分が一番減額率が低いという形になっておりますが、そういったことでよろしいかどうか。もちろんその理由があればお伺いをしたいと思います。確認の意味なので。

○神谷長平議長 金子町長。

○金子正一町長 この三役の減額については、先ほど提案理由の中で申し上げましたけれども、町民皆さんの大変な思いを少しでも痛みを分かち合うということでありまして、その減額率については10%ということで、3人で協議をした中で、私のほうから10%ということで協力願えないかということをお願いをいたしました。結果として、そういうことでぜひ協力をしたいというような考え方をいただきましたので提案させていただいたわけですが、これが年間の給与額ということのベースで考えますと、議員がご質問のように、退職金等が入っておりますので、その率が若干違うわけでもあります。分母係数が多くなると、結果として私の町長としての減額率が2.66%、そして副町長が2.94%、教育長が2.99%ということになって、率としては町長のほうが少ないということでありまして、毎月支給されております給与額に対しての10%という考え方に立ってお願いをしようということでございまして、そういった観点から減額をお願いするものでございます。

○神谷長平議長 よろしいですか。

○7番 松島茂喜議員 はい。

○神谷長平議長 ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第24号 邑楽町長、副町長及び教育長の給与の特例に関する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○神谷長平議長 起立多数。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第21 議案第25号 邑楽町税条例の一部を改正する条例

○神谷長平議長 日程第21、議案第25号 邑楽町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第25号 邑楽町税条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律等が令和2年4月30日に公布されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたので、ご提案申し上げる次第であります。

改正の主な内容は、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例制度の新設に伴い、条例委任事項を新たに規定するものであり、固定資産税関係では、中小事業者等の家屋及び償却資産に対する軽減措置の新設に伴う改正であります。また、軽自動車税関係では、環境性能割の臨時的軽減措置の対象期限を令和3年3月31日まで延長するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○神谷長平議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第25号 邑楽町税条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○神谷長平議長 起立全員。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第22 議案第26号 邑楽町都市計画税条例の一部を改正する条例

○神谷長平議長 日程第22、議案第26号 邑楽町都市計画税条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第26号 邑楽町都市計画税条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律等が令和2年4月30日に公布されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたので、ご提案申し上げる次第であります。

改正の主な内容は、新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の家屋及び償却資産に対する軽減措置の新設に伴う改正であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○神谷長平議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第26号 邑楽町都市計画税条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○神谷長平議長 起立全員。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第23 議案第27号 邑楽町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正

する条例

○神谷長平議長 日程第23、議案第27号 邑楽町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第27号 邑楽町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律が改正され、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律へと改められたことに伴い、引用する条項の整備を行うため、本条例の一部を改正いたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○神谷長平議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第27号 邑楽町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○神谷長平議長 起立全員。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第24 議案第28号 邑楽町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○神谷長平議長 日程第24、議案第28号 邑楽町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第28号 呂楽町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準省令が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたので、ご提案申し上げる次第であります。

改正の内容は、放課後児童支援員認定資格研修の実施者についての規定を整備するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○神谷長平議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第28号 呂楽町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○神谷長平議長 起立全員。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第25 議案第29号 呂楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例

○神谷長平議長 日程第25、議案第29号 呂楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第29号 呂楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策の中で、国民健康保険において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給した場合の財政支援が盛り込まれたこと等を踏まえ、本条例の一部を改正いたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

す。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○神谷長平議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

大野貞夫議員。

○13番 大野貞夫議員 今回のコロナに関するところの傷病手当金なのですが、私、今までも何回か関連した質問をさせていただきました。いわゆる被保険者に対して該当するわけですが、このいわゆる事業者には全くこれは該当しないということになるわけです。その場合に、国民健康保険の、例えば邑楽町でいきますと、非常に小規模の商店とか、そういうものがあるわけですが、その経営者に対してのものは適用されていないわけですが、この点について町長の見解を伺いたいと思います。

○神谷長平議長 金子町長。

○金子正一町長 事業主に対してその手当金が支給されないということではありますが、ご存じのように、この傷病手当金については、いわゆる対象が雇用者ということになるわけでもありまして、これは国民健康保険のみならず、他の事業者についても同じことが言えるのだらうと思いますが、したがって事業主は、そういった関係でいけば、雇用をしている事業主ということに理解できるかと思いますが、そういった観点でこの手当金については、いわゆる扶養者といいますか、被用者に対しての手当金を支給するということになりますので、本人、事業者についてはこの手当金の支給はないということですので、私はそういった公平性を保つ上からも、そういったことで考慮されたものだ、このように理解しております。

○神谷長平議長 大野貞夫議員。

○13番 大野貞夫議員 確かに建前はそういうことなのです。ただ、この案件については、ふだんのととは違う。国のほうとしても、コロナ感染ということについて、改めてこういう項目をつくって出してきた条例なわけです。そうしますと、私はそこで、やっぱり経営者の人にこれが欠けているわけなのですが、この辺については別途、例えば独自に邑楽町としてそういうものを、別な形でもいいから考えていく必要があるのではないかというふうに思います。これは、一般質問でも私この問題を改めて町長といろいろ議論したいと思いますので、そのときにはまたよろしくお願いしたいと思います。これは回答要りません。

以上です。

○神谷長平議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第29号 呂楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○神谷長平議長 起立全員。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第26 議案第30号 呂楽町介護保険条例の一部を改正する条例

○神谷長平議長 日程第26、議案第30号 呂楽町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第30号 呂楽町介護保険条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

介護保険法の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたので、ご提案申し上げる次第であります。

改正の内容は、平成27年4月から一部行っている消費税による公費を投入しての低所得者の保険料軽減について、令和元年10月の消費税率10%への引き上げに合わせて、さらに軽減強化を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○神谷長平議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第30号 呂楽町介護保険条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕



○神谷長平議長 起立全員。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第27 議案第31号 工事請負契約の締結について（邑楽町立中野東小学校外壁等改修工事）

○神谷長平議長 日程第27、議案第31号 工事請負契約の締結について（邑楽町立中野東小学校外壁等改修工事）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第31号 工事請負契約（邑楽町立中野東小学校外壁等改修工事）の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

邑楽町立中野東小学校外壁等改修工事を施工するため、去る5月21日、条件付一般競争入札を執行した結果、株式会社サンテックが9,106万9,000円で落札いたしましたので、工事請負契約を締結いたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

なお、詳細につきましては、学校教育課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○神谷長平議長 中繁学校教育課長。

〔中繁正浩学校教育課長登壇〕

○中繁正浩学校教育課長 議案第31号 工事請負契約の締結につきまして、補足説明を申し上げます。

工事請負契約の内容につきましては、次のとおりでございます。工事名は、邑楽町立中野東小学校外壁等改修工事でございます。

入札方法は条件付一般競争入札で、入札日は令和2年5月21日でございます。契約金額は9,106万9,000円で、10%の消費税を含んでおります。契約の相手方は、前橋市住吉町1丁目16番1号、株式会社サンテック、代表取締役樺澤義明でございます。

工事場所は、邑楽町大字明野51番地でございます。

工事の概要でございますが、外壁の改修は、クラックやモルタル浮きの補修及び再塗装でございます。屋上、ベランダ等の防水改修は、屋上のシート防水の改修、ベランダ等の高圧洗浄及びFRP防水でございます。その他の改修は、内部のクラック、モルタル浮きの補修及び再塗装、渡り廊下の鉄部、折板屋根の塗り替えなどでございます。

工期につきましては、議会の議決をいただいた日から令和2年12月18日までの予定でございます。

以上でございます。

○神谷長平議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第31号 工事請負契約の締結について（邑楽町立中野東小学校外壁等改修工事）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○神谷長平議長 起立全員。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第28 議案第32号 工事請負契約の締結について（邑楽町立中野東小学校トイレ等改修工事）

○神谷長平議長 日程第28、議案第32号 工事請負契約の締結について（邑楽町立中野東小学校トイレ等改修工事）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第32号 工事請負契約（邑楽町立中野東小学校トイレ等改修工事）の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

邑楽町立中野東小学校トイレ等改修工事を施工するため、去る5月21日、条件付一般競争入札を執行した結果、株式会社徳川組が1億87万円で落札いたしましたので、工事請負契約を締結いたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

なお、詳細につきましては、学校教育課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○神谷長平議長 中繁学校教育課長。

〔中繁正浩学校教育課長登壇〕

○中繁正浩学校教育課長 議案第32号 工事請負契約の締結につきまして、補足説明を申し上げます。

工事請負契約の内容につきましては、次のとおりでございます。工事名は、邑楽町立中野東小学校トイレ等改修工事でございます。

入札方法は条件付一般競争入札で、入札日は令和2年5月21日で行われました。契約金額は1億87万円で、10%の消費税を含んでおります。契約の相手方は、邑楽町大字赤堀1111番地、株式会社徳川組、代表取締役又野繁でございます。

工事場所は、邑楽町大字明野51番地でございます。

工事の概要でございますが、トイレの改修は、管理教室棟の1階から3階のトイレで、便器の洋式化、床の乾式化、配管の更新、トイレブースの更新などで、施工面積は203平方メートルでございます。その他の改修では、管理教室棟と特別教室棟で、床部の補修、渡り廊下の照明器具更新などがございます。

工期につきましては、議会の議決をいただいた日から令和2年12月18日までの予定でございます。

以上でございます。

○神谷長平議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

塩井早苗議員。

○8番 塩井早苗議員 1億87万円と高額な費用がかかるわけですが、和式便所から洋式に替える。洋式に替えると、冷たいトイレ、子供たちがとても忌み嫌っています。その洋式トイレの中に暖房便座またはウォシュレット等が何台ぐらい入っているかお答え願います。

○神谷長平議長 中繁学校教育課長。

○中繁正浩学校教育課長 お答えをいたします。

中野東小学校のトイレの改修後の洋式便座ということでよろしいでしょうか。男子用が洋式便座11になって、女子用が25、それと多目的トイレが1ということで、合わせて37基の洋式便座になります。こちらは全て暖房便座になります。ただ、ウォシュレットにつきましては、一般の児童用の便器については、ウォシュレットは入らない予定でございます。

以上です。

○神谷長平議長 塩井早苗議員。

○8番 塩井早苗議員 多目的トイレにもウォシュレットは入らないのでしょうか。

○神谷長平議長 中繁学校教育課長。

○中繁正浩学校教育課長 失礼しました。多目的トイレにはウォシュレットが入ります。児童用の多目的トイレにはウォシュレット入りません。

以上です。

○神谷長平議長 塩井早苗議員。

○8番 塩井早苗議員 実はこれ、やっぱりウォシュレットというのがもう世界的に必要なものだというふうに、常識的なものになってきているのです。それを子供たちだからいいだろうと、1億円以上のこれだけのお金をかけるのですから、各階のところ、またそのところに、全部は無理だったかもしれないけれども、1台2台が必ずそこにウォシュレットがあるという、そのくらいな状況

をつくっていただきたい。この契約の相手方と、今後契約されるのでしょけれども、もう一度そのところの交渉をお願いしまして、質問いたします。ぜひよろしく願いいたします。できるかどうかということをお返事いただきたいです。

○神谷長平議長 中繁学校教育課長。

○中繁正浩学校教育課長 工事費についてはもう決まっておりますが、一応交渉ということであれば、可能かどうかの交渉はしてみたいと思います。

○神谷長平議長 ほかにございますか。

大野貞夫議員。

○13番 大野貞夫議員 この問題については、過日にも申し上げましたが、いわゆる既に工事が終わっているところですね、高島小学校をはじめとして。ここで要するに便座に対しての、暖房がついていないというようなことを町民の中から相談がありました。特に女子の場合は男子と違って直接便座に座るわけですけども、そういうことで非常にきれいになって、非常によくなったというのですが、肝心のそのところが設備が整っていないというようなことで、わざわざ和式のほうに行っているというような状況が、実は今年の冬場、昨年12月から今年の冬場、そういう状況なわけです。そういうことがありましたものですから、今回の中野東小学校をはじめとして、今後設置するものについてはそういうものはちゃんと兼ね備えたものにしていくということで、金額も非常にこういう金額になっているのだと思います。

私がちょっと伺いたいのは、既に設置済みのところ、今までの全員協議会や何かの中では順次これもそういう形に変えていくのだという説明を受けているわけですが、やはり教育の機会均等という点からいっても、いつ頃、今既に設置済みのところも、便座に対するそういう措置をするのか、その辺をお答えいただきたいと思います。

○神谷長平議長 藤江教育長。

○藤江利久教育長 お答えします。

次に、中野東小学校、それから邑楽中学校、次が長柄小学校ということでもう既に予定が入っております、なかなか高島小学校のほうをとということで設置が難しいところなんですけれども、そういった工事が一応終わりましたら随時やっていくということで考えております。また、職員のほうで後づけのホット便座についてはどれぐらいの予算が必要かということで調べておりますので、そういったことで考えておるといってご承知おき願いたいと思います。

○神谷長平議長 大野貞夫議員。

○13番 大野貞夫議員 そうしますと、今年の冬場は間に合わないというような結果になると思うのです。これは金額的に幾らかかるか、その辺は定かではありませんけれども、多分今までに設置済みのところにやるのですから、電気工事とか、そういうことから含めると、1台につき5万円程度かかるのではないかと、業者の試算でいくと、そんな程度の話の話を聞きました。しかし、現実にこれ

から造るところはそういうものが設置されていて安心して使えるわけなのですが、既に設置されているところが、また今年そういう環境になるという点からすれば、やはりこれは、金額的にどのくらいかかるか分かりませんが、やっぱり今年の冬には間に合わせるというくらいな気持ちで持っていかないと、同じ町内で通っている子供たちに、片方はそういう状況、片方はという、そういう状況になるわけですから、その辺はひとつ町長の判断を仰ぎたいと思いますが、いかがでしょうか。

○神谷長平議長 金子町長。

○金子正一町長 この質問については、総務教育常任委員会のほうでも出されたようではありますが、今教育長のほうからお答えをいたしましたけれども、計画的な施工ということになりまして、これから長柄小学校、邑楽南中学校と、こうなるわけですが、一番最初、暖房でないトイレについては高島小学校ということになるわけでありまして、その計画を基にして、大変申し訳なく思いますけれども、早くやるということで、この冬という話もありましたが、それにはちょっと間に合わないかなというふうに思っておりますが、議員のご質問については、早い段階で対応できるように努めていきたいと、このように思いますので、保護者の皆さんからもそのようなお話が出ているということではありますが、十分この問題については受け止めた中で対応していきたいと、このように思っております。

○神谷長平議長 大野貞夫議員。

○13番 大野貞夫議員 今の町長の答弁でも、今年は間に合わないということになるわけですね、そうすると。一日も早く私はやるべきだと思っているのですけれども。もちろん幾らかかるかと、まずその金額もはっきり、例えば試算をして、今年の冬、仮にできないにしても、今やればこのくらいかかるのだというぐらいはやっぱり、執行部としての誠意の問題として、金額とか期間も、今年できなければ来年には必ず間に合わすと、せめてそのぐらいのことをしないと町民に説明できないのですが。やっぱりそれは決断をして、ならば今年の冬には間に合わすようにするということが、私はやってできないことはないと思うのです。これは一応私の意見として言っておきますので、近々で結構ですから、その期間と、いつ頃できるのかと、金額的にはどのくらいなのかということぐらいの数字は出しておいていただきたい。要望として申し上げておきます。

○神谷長平議長 ほかに質問ありますか。

松村潤議員。

○10番 松村 潤議員 このトイレの問題は、3月議会でも本会議で私も質問させてもらったのですが、そのときの町長の答弁では、早くやりたいと、それが本心だとは思いますが、実際全然進んでいないということですね。ですから、私も、大野議員、それから塩井議員からお話がありましたけれども、やはり子供の心が分かっていない、子供ファーストではないと、本当に冷たいというか、遅いと、そういう言葉に尽きるのではないかなと私は思います。ですから、私はそ

のときに、6月の補正でも組んでやっていただきたいと、このようなお願いをしました。しかし、こう見てみますと、全くそういうものがないのです。今度新しくできるところは、今言うとおりに、便座は温かくなったけれども、しかしウォシュレットではないと。非常にこれは、やっぱり一体でなければ子供たちも満足しないと思います。子供の心というのは、そういったきめ細かい、そういった対応、準備をしていく、設備をして、それが一番の子供のためになるのではないかなと、こう思いますので、ぜひ、この次は、最終的には長柄小学校が最後になるということですが、その後考えるというような、そんなような答弁だったかなと思いますけれども、やはり一番困っているところを、結局二重投資になってしまいますけれども、やはり一番困っているところが高島小学校であるならば、そこから手をつけるべきではないかと思っておりますけれども、どうでしょうか。

○神谷長平議長 金子町長。

○金子正一町長 議員のご意見は十分私も理解できます。当初、和式ではなかなか入る人がいないということ、私は健康上のことを考えてもこれは大変なことだということで、洋式化に高島小学校から設置を始めたわけです。設置した結果、どうも便座が冷たいと入れない、逆に和式のほうだという話をお聞きして、決して子供の気持ち分からないわけではありません。そういった要望も踏まえての工事であったわけですが、結果として今ご質問があったような状況になっているわけですが、予算の中でやっていくということになりますので、これは年間の計画の中で進めてきたということが今までの経過でもあります。一日も早くということは、私もそれは十分承知しておりますけれども、先ほど、やる上には積算といいますか、どれくらいかかるかということもきちっと調べておく必要があるのではないかというふうなご意見もありました。私も、それは計画を立てる上ではそういったことがなければ、ではいつ何どき造るかということの計画が立ちませんので、そういったこと一つずつ踏まえた上で、早い段階でそういった解消に向けて努力をしていきたいと、このように思っております。期間的には、この冬という具体的な話があったものですから、ちょっとそれには、幾つもの工事が重なるので、ちょっと先送りになるかというふうにお答えしたわけですが、決してこの問題について遅らせるという考え方はありませんので、十分ご意見を踏まえて対応していきたいと、このように思います。

○神谷長平議長 松村潤議員。

○10番 松村 潤議員 高島小学校の話が出ませんでした。やはり一番困っているのは高島小学校ですから、ほかの予定、工事をずらしてでも、やはり一番困っているところ、高島小学校をやるべきだと要望しまして、終わります。

○神谷長平議長 ほかに質疑ありませんか。

松島茂喜議員。

○7番 松島茂喜議員 ちょっと関連になりますが、昔からトイレを見ればその家が分かるというぐらいトイレというところは重要なところだと思います。置き換えれば、学校のトイレを見ればその

町が分かるといったようなものだと思うのです。それだけ非常に重要なところ、まして子供さんが使うということですから、当然それにかかる費用が、これは多少あっても惜しみないところで支出をする、これは当然の私も理解だというふうに思います。高島小学校を優先して、当然前からですから、最初にやったところですから、そこができていないでほかの学校の工事が始まるということ、非常にこれは不平等な状況だと私も言えると思います。

問題になっているのは、やはり財源の部分かなということではありますが、過日の全員協議会の中でも私お伺いしました予備費、今回の補正予算の中に、これからの成立になるわけですけれども、予備費でまだ約3,000万円ほど残があるのかなという感じになっていますけれども、そこから捻出することは私は可能だというふうにも考えています。そういったところを、もちろんコロナ対策の支援策の部分で不足する部分をその予備費からということが多めに取ってあるということでしたけれども、簡単に言えば、何にでも使える状況ということになっていますので、そういったコロナ支援策でどれぐらいの不足額が出るかというのはこれからにしろかと思いますが、それであるのでしたら、やはり財政調整基金のほうから、今後そのコロナ対策に関しては取崩しをしていただいて専決処分を、専決処分できるわけですから、緊急性のあるものであれば、財政調整基金の取崩しからも、それを今回できなかつたわけですけれども、そういった対応もコロナ対策の中で取れるわけです。となると、このトイレに関しての改修工事は予備費のほうからも捻出できるというふうに私は思うのですけれども、その点についてはどうでしょうか、町長、考え方とすると。一つそういった案もあるのかなと思うのですけれども。

○神谷長平議長 金子町長。

○金子正一町長 考え方ということでいけば、予備費の流用といいますか、予備費の執行も、いろいろな予想が想定されないような状況のためにということで積算しているわけでもありますから、その考え方をトイレのほうにということはちょっとどうしたものかなというのがあります。ただ、議員が言われました、どうしても緊急性があるのだと、したがってそのトイレ工事をやるのに財政調整基金を取り崩してやってはどうかという……

〔「予備費」と呼ぶ者あり〕

○金子正一町長 そうではないのですね。ああ、そうですか。そうしましたら、予備費だけのことで申し上げますと、やはりこれから審議をいただくわけですけれども、いわゆる災害である新型コロナウイルス対策としての要素を多く含めての内容で予備費ということも考えていくということになっておりますので、それを取り崩して高島小学校のトイレ改修ということについてはちょっとどうしたものかなというふうな考え方です。これは考え方。ただ、事業執行の上でやはり計画的な事業執行ということを進めていかなければなりませんので、確かに高島小学校が冬の時期に利用がないということであっては、確かにこれは子供にとってもかわいそうなことでもありますので、これは先ほどの議員の質問がありましたけれども、どれぐらいの費用負担がかかるかということも十分踏

まえた中で、長柄小学校、邑楽南中学校のトイレの洋式化と併せてもし可能であれば、そういった事業執行もできるかなというふうに思っております。

これは、令和2年度の予算では新型コロナウイルスの問題で事業が執行できない部分も、これから精査すると、あるかもしれません。ちょっとこれは分かりませんが、もしそういう状況で執行残があるようであれば、それをそちらに振り替えるということも考えられますので、十分内容を精査した中で、今後いろいろなご意見については対応するように努力をしていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと、このように思います。

○神谷長平議長 松島茂喜議員。

○7番 松島茂喜議員 ちょっと理解ができませんが、勘違いなさないでください。私が申し上げたのは、要するに新型コロナウイルス感染症に対する対策が40事業と今回上げられていますけれども、それ以外に今後緊急的にその新型コロナウイルスの対策費に充てるような事業が出てきたと、仮に、それを予備費から出すということではなくて、その費用を財政調整基金のほうから要するに取崩す、それを専決処分してやっていくという方法も一つあるのではないかとということです。すなわち予備費のほうは手をつけないとか、そっちの今ある予備費の中からトイレの改修工事にそうすれば回すことができるのではないかとのお話をしているのです。

先ほど財政調整基金のことについては協議をしましたが、あの条項を見て分かる通り、緊急性あるものについては議会との協議も必要ありません。ですから、その財源を専決処分するに当たって、コロナ対策に関するものを専決処分するに当たって、財政調整基金を活用するということであれば、今現在ある予備費、現在というか、これからの議決になります。仮にそれが通ったと、補正予算が通ったとなれば、その分の予備費の中から十二分にその財源が、そのトイレの改修工事については、高島小学校の部分については活用できる分ぐらいあるのではないかと、そういう話をさせてもらっているわけです。ご理解いただけましたでしょうか。そういうことで対応していけば、コロナのほうに関してはそういった対応をしていけば、十二分に私はその予備費の中から支出することも可能かと、財源の部分についてはそれでクリアできるのではないかとというようなお話をさせていただきました。もう一度それに対して答弁をいただきたい。

○神谷長平議長 金子町長。

○金子正一町長 大変失礼しました。一言で言えば、予備費については、先ほど申し上げましたけれども、予想しないような状況を踏まえて積算をするということになっておりますので、今特定の高島小学校ということの具体的なこともありましたけれども、他にもそういった違った状況が出るかもしれませんので、その辺については、執行については、慎重に対応していきたいと、このように思っておりますので、ただ言えることは、そういった子供たちが、せっかく造った洋式トイレが使ってもらえないということと併せて、どうも使い勝手が冷たくて悪いということはもう既に承っておりますので、それについてはそれとはまた別にいろいろ検討していきたいと、こんなふうに思



っております。

○神谷長平議長 松島茂喜議員。まとめてください。

○7番 松島茂喜議員 はい、まとめます。これは最後なので、3回目になろうかと思いますが、今の答弁を伺っていますと、なかなか今回の6月の補正の中でもそれが入っていないということですから、恐らくこれ9月とか12月とかずれ込んでいくのかな、その間、松村議員もおっしゃっていましたが、ほかの学校とのこれは差が出てしまうという状況が生まれてくるのだと思います。そういった場合に、やはりその状況説明といたしまししょうか、ちゃんと説明責任をしっかりと果たしていく必要があるのではないかなと思います。最初から高島小学校もそういった温かい便座を設置していればこういうことにならなかったわけですが、それができなかったがためにこういった結果になったわけなので、そういった状況説明を、もし仮にそういう状況が発生したとなれば、やはり町長のほうから子供たち、また保護者の方々に対してしっかりと納得のいくような説明が私は必要だと思っていますけれども、その点については、仮の話になりますが、そういった状況が生まれた場合にはどういった対応を取られるのでしょうか。

○神谷長平議長 金子町長。

○金子正一町長 そういう状況が起きた場合という話ですけれども、もちろんそういう状況が起きて大変困っているということであれば、これは十分説明をして納得をしていただくような方法を考えていかざるを得ないかなと、こんなふうに思います。

○神谷長平議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第32号 工事請負契約の締結について（邑楽町立中野東小学校トイレ等改修工事）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○神谷長平議長 起立多数。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

〔午後 零時18分 休憩〕

---

○神谷長平議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔午後 零時 29分 再開〕

---

◎日程第29 議案第33号 令和2年度邑楽町一般会計補正予算

○神谷長平議長 日程第29、議案第33号 令和2年度邑楽町一般会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第33号 令和2年度邑楽町一般会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億5,761万1,000円を追加し、予算の総額を116億3,581万5,000円といたしたい次第であります。

歳入については、国庫支出金1億9,884万円、繰入金1億7,326万9,000円、諸収入150万2,000円の増額と、町債1,600万円の減額であります。

歳出については、総務費1,531万8,000円、民生費2,608万1,000円、衛生費1,126万1,000円、農林水産業費209万6,000円、商工費1,948万8,000円、土木費180万円、教育費2億3,464万4,000円及び予備費4,692万3,000円を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○神谷長平議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第33号 令和2年度邑楽町一般会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○神谷長平議長 起立全員。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第30 議案第34号 令和2年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算

○神谷長平議長 日程第30、議案第34号 令和2年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第34号 令和2年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ220万円を追加し、予算の総額を30億6,951万7,000円といたしたい次第であります。

歳入については、県支出金の増額であり、歳出については、保険給付費を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○神谷長平議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第34号 令和2年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○神谷長平議長 起立全員。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第31 議案第35号 令和2年度邑楽町介護保険特別会計補正予算

○神谷長平議長 日程第31、議案第35号 令和2年度邑楽町介護保険特別会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第35号 令和2年度邑楽町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ253万6,000円を追加し、予算の総額を20億7,916万4,000円といたしたい次第であります。

歳入については、繰入金の増額であり、歳出については、総務費を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○神谷長平議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第35号 令和2年度邑楽町介護保険特別会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○神谷長平議長 起立全員。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎散会の宣告

○神谷長平議長 以上で本日の日程は終了しました。

明日9日は午前10時から会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

〔午後 零時36分 散会〕